

サービス利用規程

第1条 (目的)

じぶん de 株式会社が運営管理する各サービス(以下各サービスを総称して「本サービス」といいます。)の会員および当社が遵守すべき事項と諸条件を明確にするため、じぶんde株式会社サービス利用規定(以下「本規約」といいます)を定めます。なお、本規約は民法548条の4の規定により随時変更することができるものとし、甲のホームページに掲示されている規約が最新の規約として適用されます。

第2条 (適用)

1. 本規約は、本サービスを利用及び利用しようとする全ての方に適用され、本規約の他、個別サービス毎に規定される個別規約、別途設定するルール、ガイドライン、当社が都度案内する追加規定および今後提供する新サービス毎に規定・案内する個別規定等(以下総称して「個別規定等」といいます)も、名目の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
2. 本規約と個別規定等が異なる場合には、個別規定等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条 (定義)

本規約において以下に掲げる用語は、次の各号の定める意味で用います。

- (1) 「本サービス」とは、当社が運営するスペース及び美容用品時間貸事業、セルフエステ「じぶんdeエステ」「自宅deエステ」のことをいいます。
- (2) 「本施設」とは、当社が運営するスペース及び美容用品時間貸事業セルフエステ「じぶんdeエステ」の各店舗のことをいいます。
- (3) 「会員」とは、会社が本サービスの利用を承認し、入会手続きが完了した利用者であることをいいます。
- (4) 「100円会員、1,100円会員、0円会員」とは、会員からの申し出に基づき、会員の本サービスの利用権を一時的に制限している利用者であることをいいます。
- (5) 「退会(ユーザー削除)」とは、会員からの申し出に基づき、当社との契約関係を終了した利用者であることをいいます。

第4条 (会員証)

1. 会社は会員に対し、会員資格を証するため、webマイページまたはアプリにて会員証を交付します。
2. 前項により会員証を交付された会員は、本施設入場の際して会員証を持参して提示するものとします。

3. 会員は**第13条**により会員資格を喪失した場合及び**第14条**により除名された場合、速やかに会員証を会社に返還するものとします。

第5条 (体験利用)

1. 体験利用者は、当社所定の手続きを行い、当社が承認した場合、本施設を利用することができるものとします。
2. 当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、体験利用者から受領した体験利用料金の返還を行わないものとします。

第6条 (本施設のビジター利用)

1. 次の各号のいずれかにあてはまる方は、当社所定の手続きを行い、当社が承認した場合、本施設のビジター利用を行うことができます。
 - (1) 前条に定める体験利用を過去に行ったことのある方
 - (2) 会員が、会員プランごとに定める利用可能時間外に利用する場合
 - (3) 過去に会員だった方
 - (4) 100円会員、1,100円会員、0円会員の方
2. 当社は、当社に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、ビジター利用者より受領した利用料金の返還を行わないものとします。

第7条 (施設利用・店舗プランとスタジオプラン)

1. 会員はその種類に応じ本施設を利用できます。利用範囲については細則に定めません。
2. 来店されたら速やかにマシンを選択し、チェックイン作業を行ってください。部屋へ移動する指示が表示されない限り、チェックインは完了していません。
3. デイタイムプランのお客様は16時までにチェックインを完了しなかった場合、その日の利用は出来かねます。
4. 待ち時間が発生しているマシンをご選択され、お部屋が空いた後、10分経過しても戻られない場合は自動キャンセルとなります。また経過したお時間を戻すことはいたしかねます。自動キャンセル後に再度チェックインし、ご利用される場合は、再度マシンをご選択いただきます。その場合も経過したお時間を戻すことはいたしかねます。
 1. 会社は本施設の一部を予約制とし、利用時間を制限することができます。
 2. 会社は施設利用の円滑化を図るため、本施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができます。
 3. 会社は、下記の事由により本施設の利用を制限することができます。
 - (1) 施設の改修、点検を行うとき

(2) 会社の主催する特別行事を開催するとき

8. 会員は、**第18条**に定める休業日においては、本施設の利用はできません。
9. 会社は、会員が本施設で利用できるマシンの範囲を決定することができるものと
し、会員に特定のマシンを利用できることを保証するものではありません。
10. 会社は、本施設の防犯管理上、モニターを設置させていただいております。
11. 会社は、会員の第三者との紛争、クレーム等(更衣室での覗き行為等、利用者同士のトラブルを含みますがこれに限られません。)について、会員の責任及び自己の費用で解決していただくものとし、会社の責任及び費用を負担するものではありません。
12. 100円会員、1,100円会員、0円会員は、会員自らの意思で復会手続きを行わない限り、本施設利用の権利を一時的に停止します。

第8条 (利用資格)

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は利用者の本サービスの利用を禁止することができます。

- (1) 飲酒、体調不良等により、正常なサービス利用ができないと会社が判断した方
- (2) 刃物等危険物をお持ちの方
- (3) 当社に提供した登録情報に虚偽の内容が含まれていたとき
- (4) 本施設の設備を故意または重過失により損壊したとき
- (5) 利用料金、その他の諸費用を滞納したとき
- (6) 本規約、個別規定等に違反したとき
- (7) **第15条**の各号に違反するまたは違反するおそれがあると会社が判断した方
- (8) その他、会員に本施設の利用を継続させることが相当でないと当社が判断したとき

2. 会員が前項各号のいずれかに該当する場合、当社は会員との間に成立した本サービス利用に関する契約を解除できるものとします。なお、この場合会員は、当該解除によって発生した損害の賠償請求および支払済の利用料金の返還等の請求はできないものとします。

第9条 (会員の責任)

1. 会員は本サービスの利用を利用者自らの責任において行なうものとします。会員は、会員者自身の行為の結果について一切の責任を負い、行為の結果生じた損害（弁護士費用など一切の費用を含む）を負担するものとします。
2. 会員が本サービスの利用に関して、会社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償をしていただきます。また、会員が本施設に同伴もしくは紹介したビジターについては、同伴した会員が連帯して責を負うものとします。

3. 会員は、自己の会員番号・パスワードまたは会員証の管理について一切の責任を負うものとし、第三者が利用者の許可や知見なくこれらを使用することにより本サービスが利用された場合でも、会員自らが当該利用を行ったものとみなされ、それにより生じる責任を会員は負うものとしします。
4. 前各項の規定は、当社に故意または重過失がある場合の、会員の当社に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

第10条 (会員資格の譲渡及び名義変更)

1. 会員は、氏名・住所・連絡先などに入会申込書の記載事項に変更があった場合には速やかに会社に変更届を提出するものとしします。
2. 本サービスの会員資格は、本人に限り認められるものであり、会社の事前の許可なく、第三者(親族を含みます)に利用させるほか、譲渡ないし貸与することはできません(以下、これらの行為を「不正使用」といいます)。

第11条 (違約金及び損害賠償)

会社は、会員ないし第三者による不正使用を確認した場合には、当該会員及び第三者に対し違約金として不正使用1回につき金3万円の損害賠償を請求いたします。なお、違約金を 超える損害(直接損害、間接損害のほか、弁護士費用及び調査費用等を含みます)が生じた 場合には、会社は、当該会員及び第三者に対し、別途損害賠償を請求することを妨げられません。

第12条 (会社の免責)

会員は、本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし会社は本施設内で発生した盗難・傷害その他の事故については、一切の賠償責任を負わないものとしします。

第13条 (会員資格の喪失)

1. 会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。
 - (1) **退会**したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) コース会員規約に定める会員資格に適合しなくなったとき
 - (4) **第14条**により除名されたとき
2. 会員資格の喪失時期は、前項第2号、第3号及び第4号については会員が該当したその時、前項第1号については、コース会員規約に定める退会時期となります。

第14条 (除名)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を除名できます。
 - (1) 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
 - (2) 本規定、細則その他会社の定める規則に違反したとき
 - (3) 本サービス又は、会社の名誉又は信用が傷つけられたとき
 - (4) 他の会員との協調を欠き、その他の設備の管理運営の秩序を乱したとき
 - (5) 本施設の設備等を故意に損壊したとき
 - (6) 会費その他諸支払いを滞納し、支払いの督促に応じないとき
 - (7) 入会後に**第15条**に適合しない事由が判明したとき
 - (8) その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
 - (9) 本施設内での営業活動及び販売行為が認められたとき
 - (10) 本サービスの利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして会社・従業員を著しく困惑させたとき
 - (11) 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
 - (12) 気象・災害・警報・注意報等により、安全に営業を行うことができないと会社が判断したとき
 - (13) 著しい社会・経済情勢の変化があったとき
 - (14) 法令に基づく点検・改善及び必要な施設改修などがある場合
 - (15) 会社が本サービスの運営上必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき
 - (16) 会員資格の不正使用ないしこれに準じる行為が行われるおそれがある行為が認められると会社が判断したとき
2. 前項により除名されたとき、会員は、会社に対し、損害賠償その他何らかの請求を行うことはできません。
3. 本サービスの会員が、他の会員や本サービス従業員その他第三者に対し、局部の露出、意図的な身体的接触、その他のわいせつな言動を行った場合には、即座に本施設の利用を中止しご退店いただくとともに、以後の利用を禁止させていただきます。また、局部の露出等の問題行動が行われた場合、警察へ通報等を行うこともございます。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自己が以下の各号のいずれにも該当しないこと、および将来にわたってもこれに該当しないことを表明・保証します。
 - (1) 現在、暴力団、暴力団構成員、暴力団構成員でなくなったときから5年を経過していない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）であること

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結すること

2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・保証します。

(1) 脅迫的な言動、もしくは暴力を用いること

(2) 偽計または威力を用いて業務を妨害し、風説を流布するなどにより当社または第三者の名誉・信用を棄損すること

(3) 法的責任を超えた不当な要求をすること

(4) 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと

(5) 前各号に準ずる行為を行うこと

(6) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を行わせること

第16条 (運営管理)

本サービスは次の各号に基づき、運営管理を行います。

(1) 本サービスの運営管理は会社の責任において行います。

(2) 会社は本サービスの利用等、運営管理に関する規則を定め、かつこれを必要に応じ変更することができます。

第17条 (諸規則遵守)

1. 会員及びビジターは本サービスの利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規程、細則並びに会社が別に定める規則に従うものとします。

2. 会員及びビジターは、本サービスの提供するマシンの使用にあたり、それぞれ会社が規定する使用上の注意事項を遵守するとともに、使用に伴うトラブルその他の事故並びに混雑時による利用遅延等に関し、会社に対し、損害賠償その他何らの請求を行わないことを誓約するものとします。

第18条 (本施設休業日)

毎月各施設の定める日、年末年始、夏季休業、設備点検、修理、施設の改装、並びに会社が別途定める日を休業日とします。

第19条 (本施設営業時間)

当社は、本施設の営業時間を別途定めるものとし、会員は当該営業時間内にはのみ本施設を利用できるものとします。

第20条 (閉鎖又は利用制限)

1. 会社は、次の各号により本施設の営業が不可能または著しく困難になった場合、本施設を全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができ、同時

にすべての会員と契約を解除することができます。あらかじめ予定されている場合には、本施設の全部を閉鎖する旨は1か月前までに、その他の場合も1か月前までに会員に対してその旨を告知します。

(1) **第18条**に定める休業日

(2) 会社が重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受け、あるいは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立が行われたとき

(3) 会社が解散あるいは事業の全部を譲渡し、又はその決議がなされたとき

(4) 会社の主要な株主の変更、事業譲渡・合併・会社分割等の組織再編、その他会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき

(5) 会社が自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき

(6) 会社が監督官庁から営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき

(7) 震災等の災害、荒天、交通事情等の不可抗力や官公庁からの指導、その他会社の責めに帰さない事由により利用中止を相当と会社が認めたとき

(8) 本施設又はマシンの設備点検・修理・メンテナンス、施設の改装等を行う必要があると会社が認めたとき

(9) 前各号のほか、本施設の利用を継続しがたい事由が生じたとき

2.前項の場合、会員は、その他名目の如何を問わず、会社に対し、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。また、本施設の利用を制限する場合には、可能な範囲で本施設を利用できる処置を講じます。

3.本条各項にかかわらず、本施設又はマシンの設備点検・修理・メンテナンス、施設の改装等を行う必要があると会社が認めた場合や、本施設の利用を継続し難い事由が生じた場合、本施設の利用ができない期間が10営業日以内であるとき、会員は、会社に対し利用できない日数に応じた会費の日割り分の返金その他の請求をすることができません。ただし、上記事由による本施設の利用ができない期間が10営業日を超えると、会員は、会社に対し、本施設の利用ができるようになった場合、本施設の利用ができない日数分を繰り越して本施設を利用することができるものとします。

4.会員が利用する一部の店舗の利用が困難となった場合であっても、コース会員規約に規定する所属店舗の利用が可能である場合には、一部の店舗の利用が困難となったことを理由として本条第3項但し書に定める処置を受けることができないこととします。

第21条 (個人情報保護)

会社は、個人情報の取扱いに関する個人情報保護ポリシーを策定し、遵守するとともに、会員の個人情報をより安全、適切に取り扱います。

第22条（細則等）

本規定に定めのない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

第23条（規程の改正）

1. 会社は必要に応じて本規程及び細則等の改正することができます。会員は本規程の改正が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことを、あらかじめ承認するものとします。
2. 会社は前項により規程等を改正するとき、改正の1か月前までに会員に告知します。
3. 利用料金や各種手数料は、消費税率の変更に伴い税込価格が変動することがあります。

第24条（告知方法）

本規程における会員への告知方法は、本施設内への掲示と会社のホームページへの掲示とします。

第25条（準拠法および専属管轄）

1. 本規程に関する紛争等についての準拠法は日本法とします。
2. 本規程に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（発行）

本規程は平成29年6月1日より発行します。

2020年06月17日改訂

2021年03月31日改訂

2021年10月21日改訂

2022年01月11日改訂

2022年03月28日改訂

2022年04月01日改訂